資料３

令和９年度以降の地域包括支援センター運営業務（はつかいち東部・中部）の公募について

１ 要旨

令和９年度以降の地域包括支援センター運営業務（はつかいち東部・中部）の５年間の受託先の選定について、公募型プロポーザル方式で実施する。

２ 公募の目的

地域包括支援センター（以下「センター」という。）は、地域の高齢者の健康の保持や生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とした機関であり、本市では、令和４年度より廿日市地域をはつかいち東部・はつかいち中部・はつかいち西部（以下「東部・中部・西部」という。）の３つの圏域に分けてセンターを設置している。

本公募は、東部及び中部圏域に設置しているセンターについて、令和９年３月３１日をもって現受託法人による受託が終了するため、令和９年４月以降のセンターの運営業務の受託を希望する法人を募集するものである。

また、本業務に係る委託料が、地方自治法施行令で定める少額随意契約に該当しないため、公募型プロポーザル方式により事業者を選定するものである。

３ 現受託先事業者

(1) はつかいち東部（山崎本社みんなのあいプラザ内）
受託先：社会福祉法人　西中国キリスト教社会事業団

(2) はつかいち中部（廿日市市宮内４２８６－１　法人が賃貸により設置）
受託先：医療法人　みやうち

４ 委託によるメリット

ア　業務量に応じた柔軟な人事異動・体制の変更が容易。
イ　柔軟な運営（土曜日営業など）により、市民が利用しやすい相談窓口が可能。
ウ　実務経験に富んだ主任介護支援専門員や社会福祉士といった専門職の確保が期待できる。

５ 業務概要

(1) 件名
廿日市市地域包括支援センター運営業務（はつかいち東部・中部）

(2) 業務内容
介護保険法（平成９年法律第１２３号）に規定するセンターの運営に関する業務等

(3) 契約期間
業務実施期間：令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

(4)募集圏域

圏域	担当地域	６５歳以上人口※
はつかいち東部	駅前、大東、可愛、佐方本町、桜尾、桜尾本町、須賀、住吉、天神、廿日市、本町、木材港北、木材港南、山陽園、城内、平良山手、上平良、下平良、新宮、平良、宮内73番地・76番地・94番地、陽光台、原	７，７３９人
はつかいち中部	串戸、宮園、宮園上、四季が丘、四季が丘上、峰高、宮内（宮内73番地・76番地・94番地を除く。）、六本松、宮内工業団地、地御前二丁目22番から29番まで	７，９８１人

※令和７年９月３０日現在